

第2回 地方法人課税のあり方等に関する検討会  
議事次第

平成24年10月23日(火)  
14:00～16:00  
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事
  - (1)各都道府県の税財源の状況について
  - (2)地方法人課税の概要について
  - (3)地方消費税の清算基準について
  - (4)自由討議
  - (5)第3回検討会以降のヒアリングについて
- 3 閉会

配布資料

(資料1)第1回検討会議事概要

○議題1関係

(資料2)各都道府県の税財源の状況について

○議題2関係

(資料3)地方法人課税の制度概要

(資料4)外形標準課税について

(資料5)分割基準について

○議題3関係

(資料6)地方消費税の清算基準について

## 第1回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成24年9月20日(木) 15時～17時
- 2 場所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、小西委員、沼尾委員、中里委員、吉村委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 川端総務大臣挨拶
  - (3) 大島総務副大臣挨拶
  - (4) 稲見総務大臣政務官挨拶
  - (5) 委員紹介
  - (6) 議事
    - ①検討会の運営について
    - ②今後の検討会の進め方について
    - ③自由討議
  - (7) 閉会
- 5 議事の経過
  - 総務省より、検討会の開催要綱(案)や、検討会のスケジュールについて説明があったのち、開催要綱については原案どおり決議がなされた。
  - 総務省より、関係法律の条文・閣議決定等や、地方法人特別税の創設の経緯、これまでの地方財政審議会の意見、地方法人課税の現状等について、説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

(以下、質疑及び自由討議)

  - 地方法人特別税・譲与税は誰もベストと思っていない、というところから議論する必要がある。
  - 地方財源は個々の団体に帰属すると同時に、共有の財源をシェアするものでもある。そのバランスが大事。地方法人特別税を単純に地方税に戻したらいいという議論はできない。

- 外形標準課税のようなことをしないと、法人事業税の税収は安定しない。
- 交付団体と不交付団体間の調整は交付税では限界があり、譲与税は選択肢から外せない。
- 何を以て税収の平年度ベースにしたらいかががよく分からない。それも含めて議論するのだろう。
- 地方消費税率が1.2%引き上げられた後の税収の偏在度をシミュレートした上で、法人課税の議論をする必要がある。
- 地方法人特別税・譲与税の導入は緊急避難的な措置としてやむを得なかったと思うが、個別の税について税収の配分を調整することが、財政調整制度として地方交付税がある中でどこまで許容できるのか検討が必要。
- 法人の所得で受益の大きさが測れるのか。赤字法人も行政サービスを受けているのに、所得を課税標準とすることが受益と見合っているか。そこに乖離があるのであれば、税収の偏在是正を清算のスキームで考えることもできるのではないか。
- 税収の偏在是正の観点からは、地方消費税の清算基準の6：1：1の割合を変えることも併せて考え得るのかも知れない。
- 所得課税が中心の都道府県税は、税収の変動が非常に大きい。それをどうするか。
- 地方法人課税の偏在性が外形標準課税導入で思ったほど是正されなかった。外形標準のあり方についてどのように考えていくのかが一つの論点になる。分割基準についても見てみたい。
- 1人当たり税収で偏在度を見るのが妥当か、議論が必要。社会保障関連の需要は首都圏や大都市圏で伸びていく。一方で地方では国土の保全などの需要があるが、財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるか。
- 議論の中の1つの対立軸は、地方公共団体の自主決定権と、行政サービス提供のための財源保障・財政調整。この対立をどう整理していくか。地方団体の課税権は当該団体が提供している行政サービスの裏付けにすぎないという見方が強かったが、企業誘致のインセンティブとして用いられる局面もある。

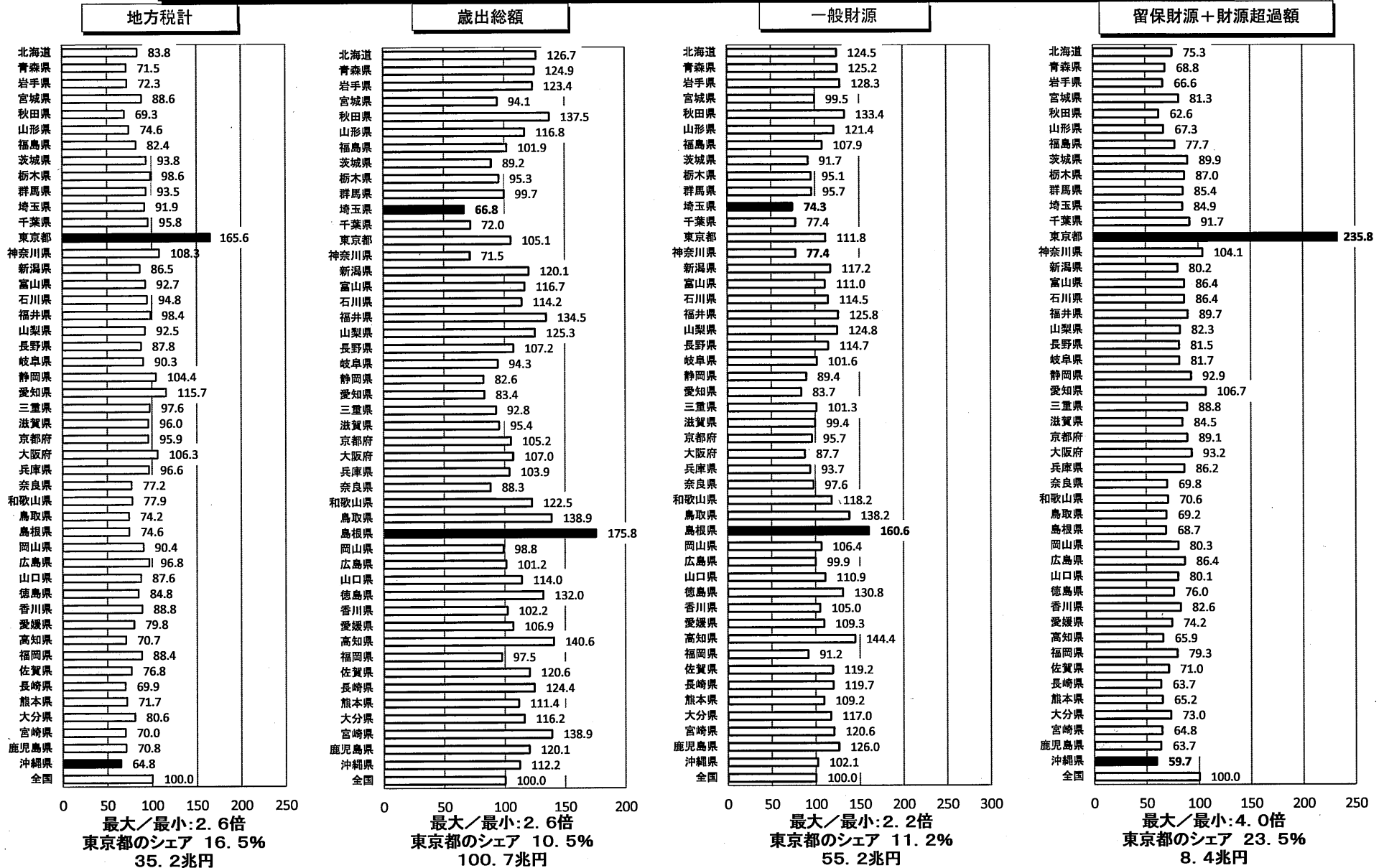
- 応益原則との関係で課税主体をどのように決定するか、整理が必要。
- 分割基準の見直しで対応できない部分が出てきたのが地方法人特別税創設の重要な要因なので、経緯を整理したい。
- 外形標準課税をもうちょっと徹底したら偏在是正効果があるのか。
- 実物経済に比べ金融経済が膨れ上がっている時代に、今の金融業の外形標準のあり方も少し考えておかなければいけない。
- 地方法人特別税・譲与税は、暫定措置だからやめるとしても、元々の問題は解決されていない。地方消費税率が上がれば地方財政に占める税の割合が高まり、格差はひどくなる。税だけで格差の問題に対応するのは難しい。交付税など地方財政全体を見ながら議論することが必要。
- 2回目、3回目のヒアリング等を踏まえ、どういう項目立てでどのように議論するかを整理する必要がある。
- 「丁寧な議論」「了解を得ること」が大切。合意形成に役立つ検討でないと意味がない。
- 地方法人課税の偏在がいわれるが、財政調整制度もある。一般財源ベースで見た偏在度はどうかといったことも含めて考えないと一方に偏する。
- 利害関係者など当事者のご意見を聞きたい。
- 外形標準課税、法人事業税の分割基準、地方消費税の清算基準は基本的に全然違うものという共通認識が必要。
- 地方法人課税は偏在性があるので国税化すべきとか、地方法人課税の負担が重いので税率を引き下げるべきという議論がある中で、改めて地方法人課税の意義を大前提として確認しておく必要がある。
- OECD諸国全体では1990年代から一貫して法人課税の負担を増加させてきた中で、例外は多分日本だけ。

以上

(資料2)

# 各都道府県の税財源の 状況について

# 人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

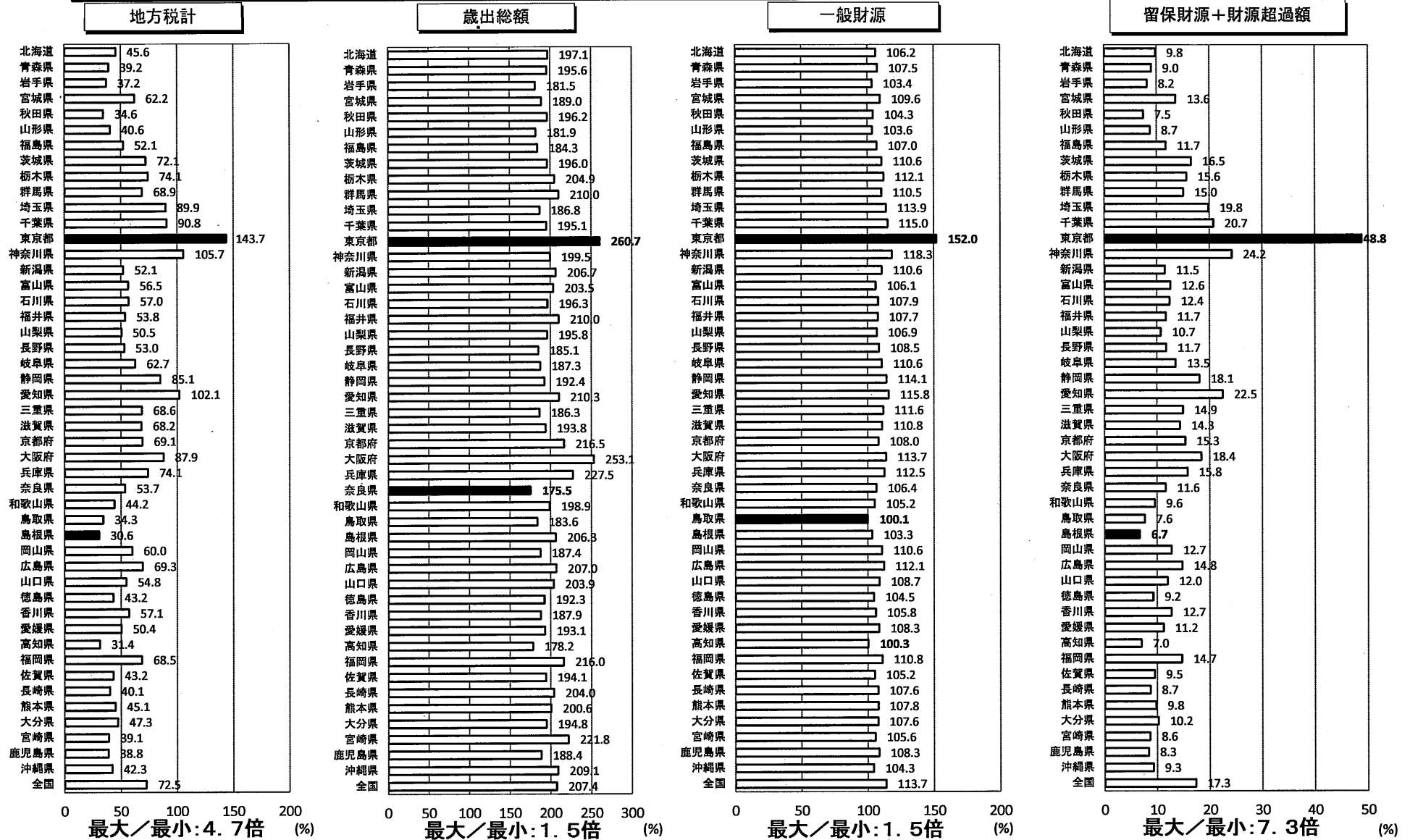
※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

# 税収等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成22年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額は、平成22年度再算定後の数値による

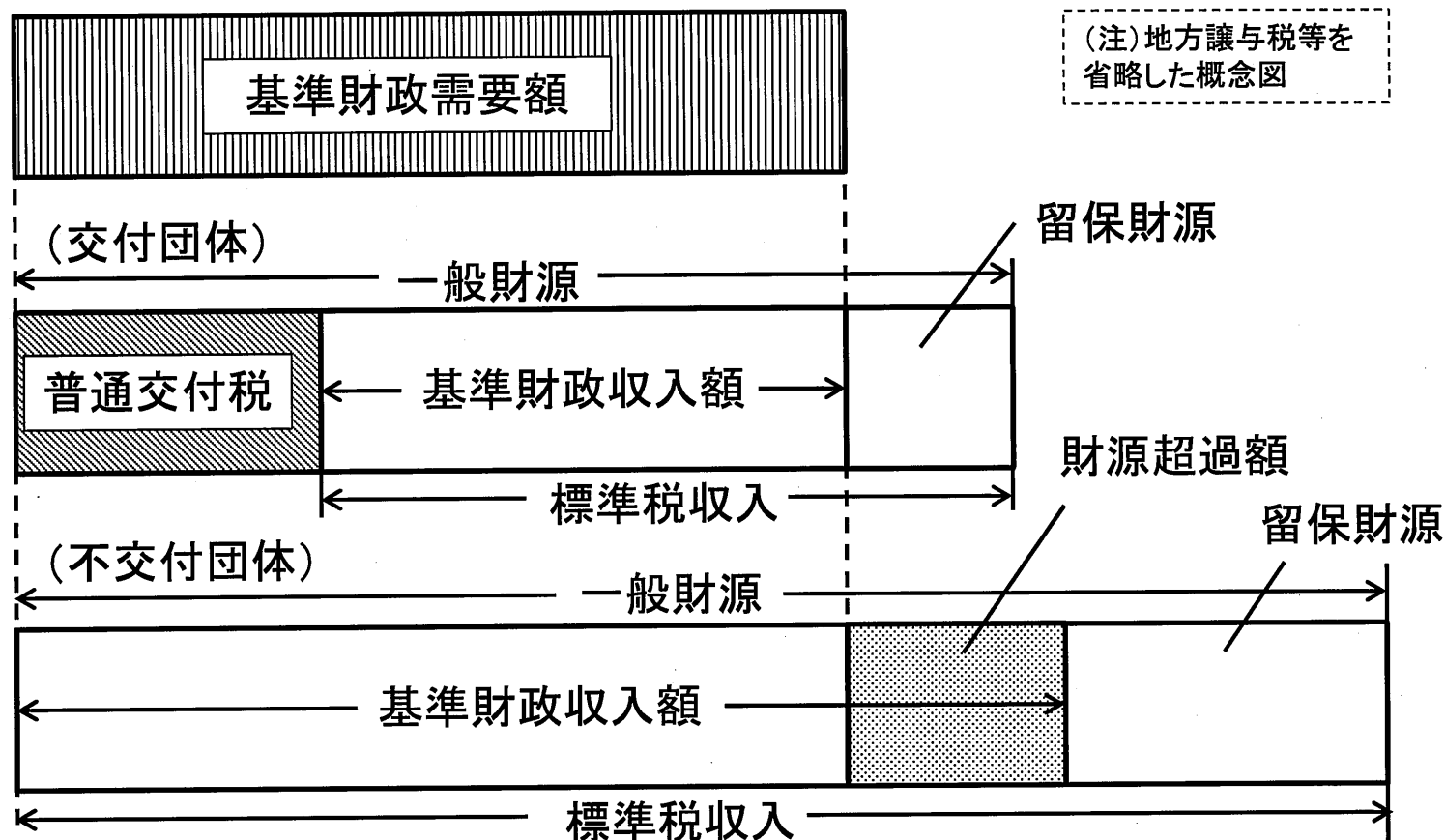
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

(説明)

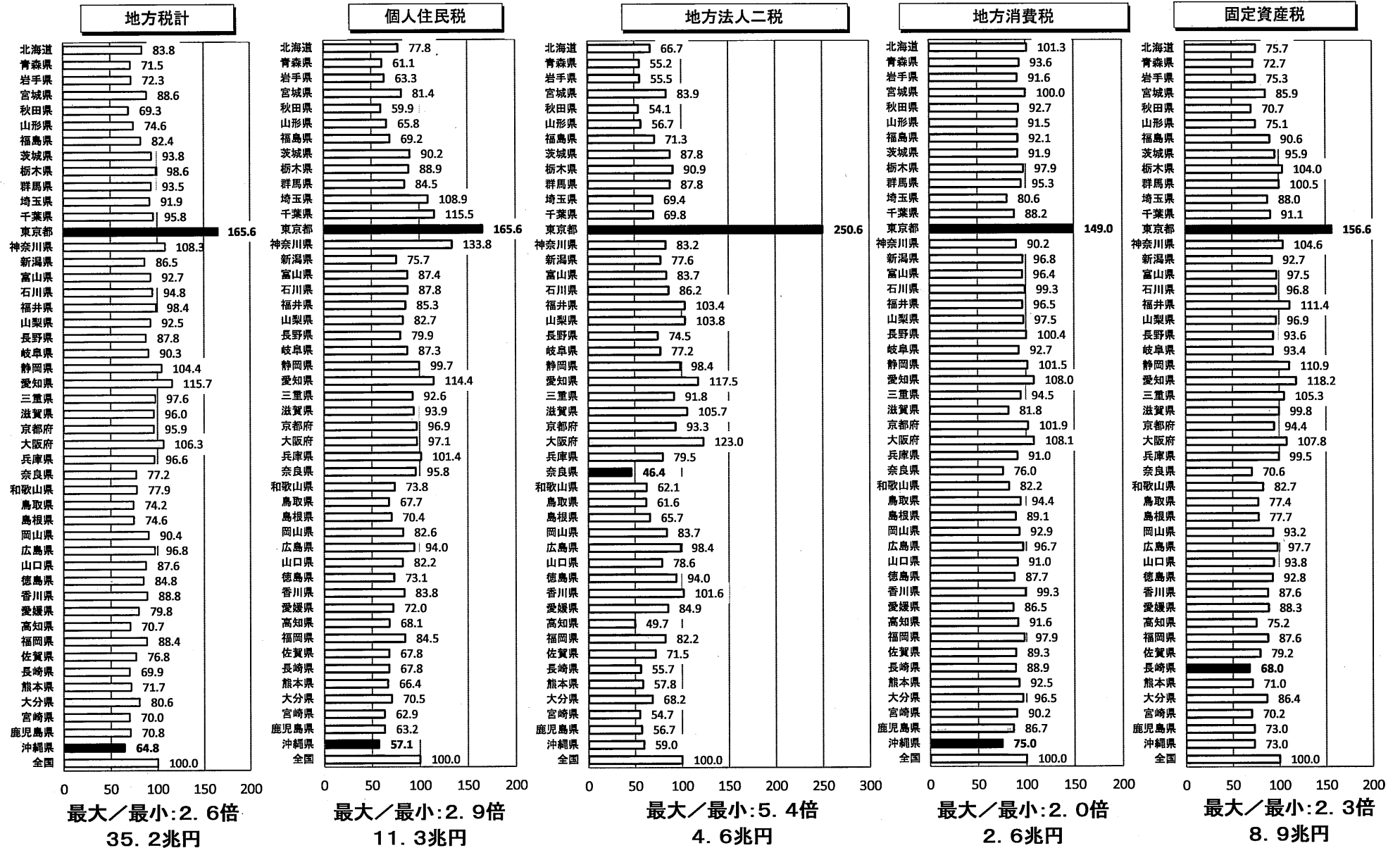
1 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



- 2 「地方税計」には地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外税の額を除く
- 3 「歳出総額」は一般財源のほか国庫補助金、地方債等を財源とするものを含めた、地方団体が行政サービスの提供等に要したすべての経費（基準財政需要財政額より大きくなる）
- 4 「一般財源」は用途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源であり、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の総額
- 5 人口1人当たりの税収額の指数は、各都道府県の地方税収額（市町村分を含む。以下同じ）を人口で除して「各都道府県の人口1人当たりの税収額」を、全国計の地方税収額を全国の人口で除して「全国の人口1人当たりの税収額」を算出し、前者を後者で除して100倍したもの



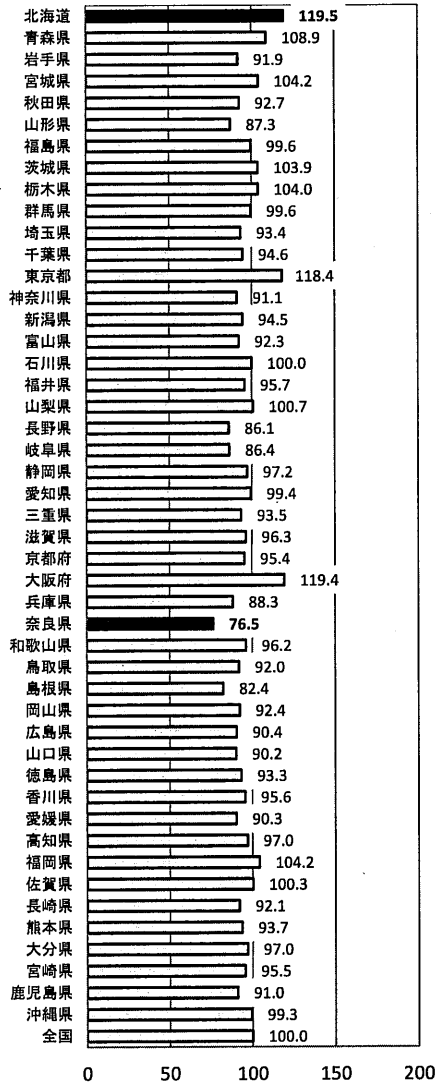
# 地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)



※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く  
 ※ 「最大/最小」は、各道府県別の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

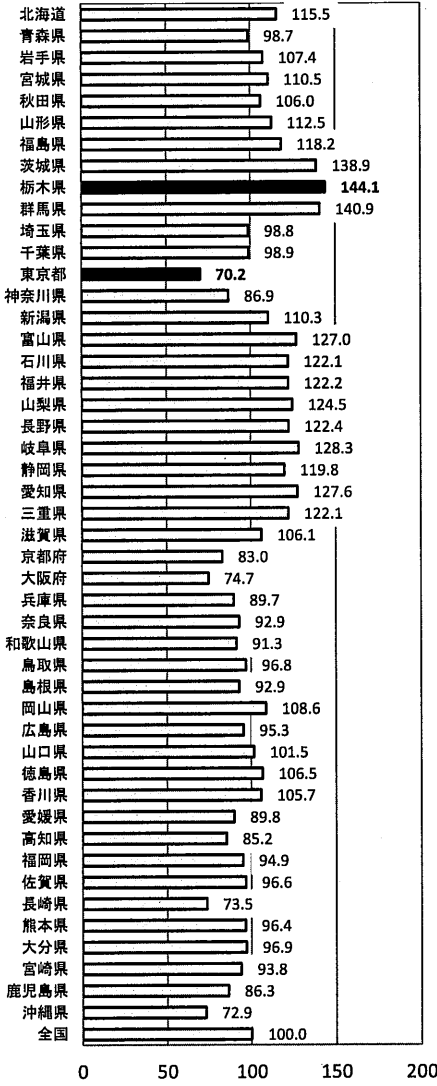
# 地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度)

## 地方たばこ税



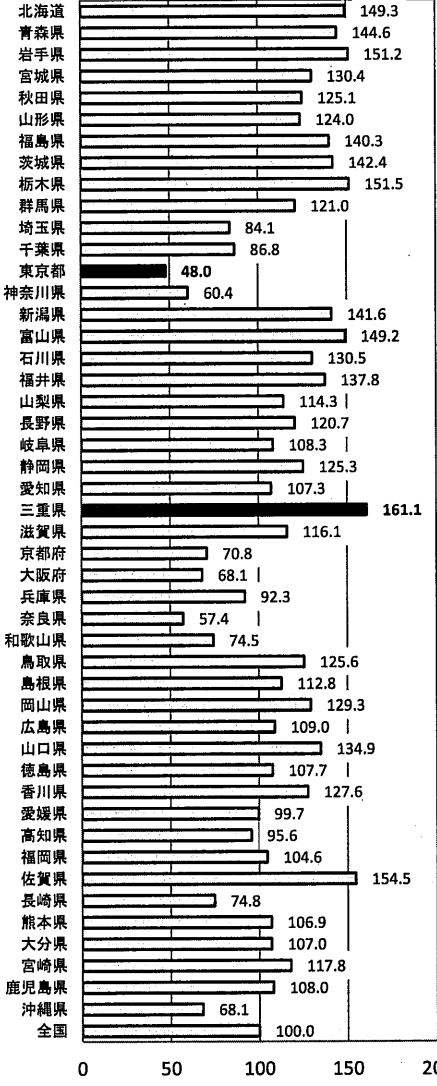
最大/最小: 1.6倍  
1.0兆円

## 自動車税



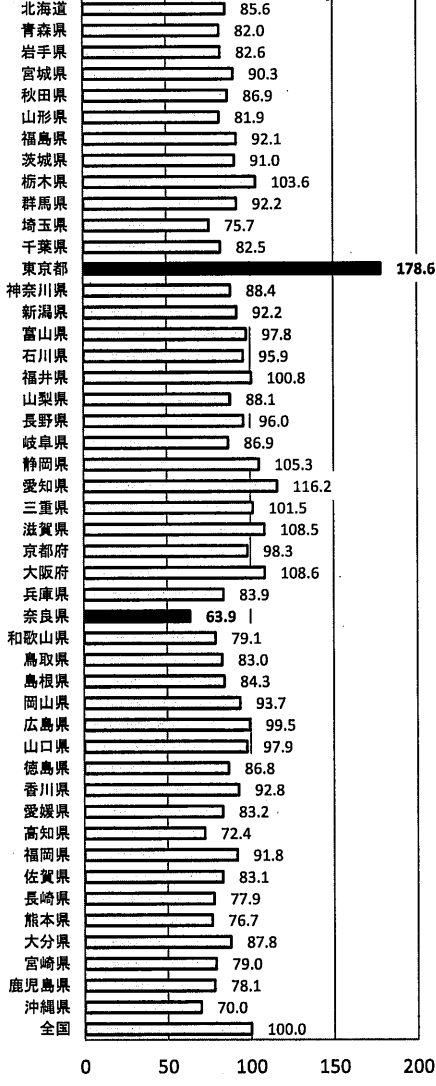
最大/最小: 2.1倍  
1.6兆円

## 軽油引取税



最大/最小: 3.4倍  
0.9兆円

## (参考) 県内総生産(平成21年度)



最大/最小: 2.8倍  
483.2兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である  
 ※ 自動車税の税収額は、超過課税分を除いた額である  
 ※ 軽油引取税の税収額は、平成21年度改正前の目的税分を含む額である  
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による  
 ※ (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額である

(資料3)

# 地方法人課税の制度概要

## 法人住民税の概要

※税収は平成22年度決算額

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるため課する税である

(平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

### 法人住民税

[税収]

都道府県：7,579億円  
市町村：19,535億円  
合計：27,114億円

**均等割** 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)  
市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,464億円 市町村：4,126億円

**法人税割** 法人税額に応じた負担を求めるもの

[課税標準] 法人税額又は個別帰属法人税額

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.275%相当] (制限税率6%)  
市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.1365%相当]  
(制限税率14.7%)

[税収] 都道府県：6,115億円 市町村：15,409億円

## 法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

# 法人住民税の沿革

## 昭和25年 シャウプ勧告（法人を住民税の課税対象から除外）

- 法人は住民税を課されるべきでない。株主は住民税のうちの所得的要素によって、配当を受取るとき、または、その株式を売却して譲渡所得を実現するときに課税を受けるであろう。

## 昭和26年 法人市町村民税を創設

- 法人に対して市町村民税を課税する理由は、法人に対して応益的な見地から附加価値税を課税するのと考え方を一にするものである。法人は企業活動の成果如何にかかわらず土地に対しては地代を、建物に対しては家賃を、資本に対しては利子を、経営に対しては利潤を、労働に対しては賃銀を支払わなければならないと同様に道府県から与えられた利便に対しては附加価値税を納付しなければならない。これと全く同じく法人が市町村にあって事業を行っている以上は必ず市町村の施設の恩恵に浴している筈である。
- 法人に対して、法人税割を課税することにしたのは、法人の利益を個人の段階で把握するよりも、法人税と同様に、「株主の持分に対する大雑把な源泉徴収の一形態」たる法人税割の形式によって課税することが徴収技術上便宜であると考えられたからである。  
(地方財政委員会事務局松島五郎・岡田純夫「改正市町村民税解説」)

## 昭和29年 法人道府県民税を創設

- シャウプ税制によつて一旦廃止された道府県民税を復活することとした理由は、道府県に対し住民が普遍的に負担を分任する税種を与えようとする点にある。
- 市町村民税の法人税割は、市町村間におけるいわゆる偏在の現象が甚しいという意味においても、又その収入が年度間において激変するという意味においても、むしろその一部を道府県税に移す方が合理的であるので、このような措置が採られたのである。  
(昭和29年「改正地方税詳解」)

## 昭和40,41年 税率の引き上げ（法人税率の引き下げに伴う法人税割の減収を回避するため）

## 昭和45年 法人道府県民税と法人市町村民税の税率調整（都市の税源の充実のため） (市町村民税法人税割 0.2% ↑、道府県民税法人税割 0.2% ↓)

## 昭和49年 税率の引き上げに伴う税率調整（都市の税源の充実のため） (標準税率を2.6%引き上げ。うち市町村民税法人税割 3% ↑、道府県民税法人税割 0.4% ↓)

## 昭和56年 税率調整（市町村の税源の充実のため） (市町村民税法人税割 0.2% ↑、道府県民税法人税割 0.2% ↓)

## 法人住民税収内訳（平成22年度）

（単位：百万円、％）

	都道府県				市区町村					都道府県				市区町村			
	法人均等割		法人税割		法人均等割		法人税割			法人均等割		法人税割		法人均等割		法人税割	
	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア		税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア
北海道	5,048	3.7	13,574	2.6	16,560	4.2	33,808	2.5	滋賀県	1,436	1.0	6,240	1.2	3,878	1.0	15,518	1.2
青森県	1,291	0.9	2,563	0.5	3,224	0.8	6,348	0.5	京都府	2,785	2.0	9,882	1.9	7,731	1.9	24,851	1.9
岩手県	1,443	1.0	2,609	0.5	3,544	0.9	6,519	0.5	大阪府	10,277	7.5	45,672	8.6	32,073	8.1	116,024	8.7
宮城県	3,270	2.4	7,358	1.4	7,624	1.9	18,157	1.4	兵庫県	4,318	3.1	18,317	3.5	14,526	3.7	45,740	3.4
秋田県	1,087	0.8	2,056	0.4	2,658	0.7	5,180	0.4	奈良県	1,083	0.8	2,429	0.5	2,875	0.7	6,100	0.5
山形県	1,167	0.8	2,289	0.4	3,168	0.8	5,718	0.4	和歌山県	1,049	0.8	2,446	0.5	2,454	0.6	6,097	0.5
福島県	1,964	1.4	4,541	0.9	5,593	1.4	11,748	0.9	鳥取県	744	0.5	1,237	0.2	1,579	0.4	3,114	0.2
茨城県	2,743	2.0	10,496	2.0	8,340	2.1	26,214	2.0	島根県	821	0.6	1,588	0.3	1,880	0.5	3,971	0.3
栃木県	2,385	1.7	6,919	1.3	6,193	1.6	17,168	1.3	岡山県	2,277	1.7	6,513	1.2	5,539	1.4	16,201	1.2
群馬県	2,307	1.7	6,866	1.3	6,122	1.5	16,978	1.3	広島県	3,556	2.6	11,484	2.2	9,101	2.3	28,652	2.1
埼玉県	5,450	4.0	20,505	3.9	19,127	4.8	51,070	3.8	山口県	1,446	1.1	4,401	0.8	3,913	1.0	10,987	0.8
千葉県	4,676	3.4	16,795	3.2	15,935	4.0	41,269	3.1	徳島県	874	0.6	3,271	0.6	1,972	0.5	8,214	0.6
東京都	22,370	16.3	150,402	28.4	67,519	17.0	388,662	29.1	香川県	1,666	1.2	4,321	0.8	3,313	0.8	10,752	0.8
神奈川県	7,090	5.2	29,550	5.6	25,065	6.3	74,463	5.6	愛媛県	1,538	1.1	5,200	1.0	3,702	0.9	13,195	1.0
新潟県	2,623	1.9	6,621	1.3	7,195	1.8	16,537	1.2	高知県	807	0.6	1,340	0.3	1,731	0.4	3,348	0.3
富山県	1,393	1.0	3,450	0.7	3,227	0.8	8,740	0.7	福岡県	5,234	3.8	17,012	3.2	15,262	3.8	42,410	3.2
石川県	1,794	1.3	3,681	0.7	3,784	1.0	9,365	0.7	佐賀県	879	0.6	2,384	0.5	2,070	0.5	5,970	0.4
福井県	1,065	0.8	3,128	0.6	2,472	0.6	7,832	0.6	長崎県	1,246	0.9	3,270	0.6	3,068	0.8	7,964	0.6
山梨県	1,189	0.9	3,734	0.7	2,670	0.7	9,269	0.7	熊本県	1,785	1.3	4,127	0.8	4,287	1.1	10,565	0.8
長野県	2,591	1.9	5,866	1.1	7,170	1.8	14,718	1.1	大分県	1,342	1.0	3,154	0.6	3,132	0.8	7,889	0.6
岐阜県	1,990	1.4	6,251	1.2	5,807	1.5	15,692	1.2	宮崎県	1,115	0.8	2,222	0.4	2,634	0.7	5,396	0.4
静岡県	3,916	2.8	14,842	2.8	11,952	3.0	37,117	2.8	鹿児島県	1,672	1.2	3,821	0.7	3,911	1.0	9,375	0.7
愛知県	7,500	5.5	34,811	6.6	23,580	5.9	87,514	6.5	沖縄県	1,264	0.9	3,426	0.6	3,010	0.8	8,495	0.6
三重県	1,872	1.4	6,386	1.2	5,147	1.3	16,277	1.2	合計	137,439	100.0	529,052	100.0	397,319	100.0	1,337,191	100.0

※ 平成22年度決算状況調査より  
 ※ 超過課税分は含まない

# 法人事業税の概要

法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である  
 (平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

※消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設 (平成20年10月1日以後に開始する事業年度から)

## 法人事業税

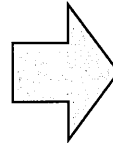
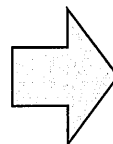
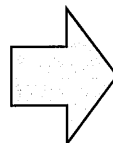
[税込] 22,531億円  
 ※平成22年度実績

(参考) 地方法人特別税  
 15,486億円  
 ※平成22年度実績  
 地方法人特別税を加えた額  
 38,017億円

資本金1億円超の普通法人  
 (13,592億円)

資本金1億円以下の普通法人や  
 公益法人など(注1)  
 (7,101億円)

電気供給業・ガス供給業  
 ・保険業を営む法人  
 (1,838億円)



地方法人特別税 4.3%相当	所得課税 (所得割)(注2) 2.9% (6,059億円) (本則7.2%)	外形標準課税 付加価値割 0.48% (4,839億円) 資本割 0.2% (2,693億円)
	所得課税(所得割) 5.3%(注2) (本則9.6%)	
地方法人特別税 0.6%相当	収入金額課税(収入割) 0.7% (本則1.3%)	

- (注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については3.6%の税率が適用される(本則6.6%)  
 2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率  
 ※ 税率は、平成20年10月1日以降のもの  
 ※ 制限税率は標準税率の1.2倍  
 ※ 税額は、平成22年度の課税対象法人の調定額を集計した値

※地方法人特別税の税率については「法人事業税所得割の税率」参照



## 法人事業税所得割の税率

- 資本金又は出資金の額及び法人の種類により税率が異なる
- 地方法人特別税の税率は、外形標準課税対象法人は法人事業税所得割額の148%、それ以外の法人は81%(税込額が制度創設時の地方消費税1%となるよう税率設定)

[括弧内: 地方法人特別税が設けられている間の税率]	資本金又は出資金が1億円超の普通法人 (外形標準課税対象法人)	資本金又は出資金が1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、商工組合、漁業協同組合、医療法人等)
所得のうち400万円以下の金額	3.8% (1.5%)	5% (2.7%)	5% (2.7%)
所得のうち400万円超800万円以下の金額	5.5% (2.2%)	7.3% (4%)	6.6% (3.6%)
所得のうち800万円超の金額	7.2% (2.9%)	9.6% (5.3%)	6.6% (3.6%)

# 法人事業税の沿革 ①

## 明治11年 営業税の創設(地方税)

- ・ 地方税規則の制定により府県税とされ、明治27年には府県税収入の5分の1を占める基幹税に
- ・ 明治21年より、市町村が付加税を課税

## 明治29年 営業税法の公布(地方税→国税に移管)

- ・ 物品販売業等24業種に対して、資本金額、売上金額、建物賃貸価格、従業員数等の外形標準により、国が課税
- ・ 府県・市町村は付加税を課税。これ以外の小営業に対しては従前どおり府県税として課税

## 大正15年 課税範囲の整備

- ・ 国税の営業税を営業収益税に組換え。法人及び個人の物品販売業等19業種に対し、純益を課税標準として課税
- ・ 府県は付加税を課すとともに、営業収益税の対象とならない理髪業等11業種及び免税点以下の小営業に営業の純益又は営業の収入金額、資本金額、営業用建物の賃貸価格若しくは従業者数を標準として、又は定額をもって営業税を課税

## 昭和15年 新営業税の創設

- ・ 抜本的税制改正により、国税の営業収益税と地方税の営業税を統合し、新たに法人のすべての営業及び個人の物品販売業等28業種の営業に対して純益を課税標準として課税する営業税(国税)を創設
- ・ 収入額はすべて地方分与税中の還付税として、徴収地の道府県に還付
- ・ 道府県・市町村は附加税を課税

## 昭和22年 営業税の地方税化(国税→地方税に移管)

- ・ 国税としての営業税を廃止し、道府県の独立税に再編
- ・ 法人及び個人の営業に対し、法人については純益を課税標準として課税
- ・ 市町村は附加税を課税

## 法人事業税の沿革 ②

### 昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・ 道府県が法人及び個人が行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・ 市町村は同率の附加税を課す

### 昭和25年 シャウプ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・ 都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・ 最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである  
(昭和24年8月「シャウプ使節団日本税制報告書」)

### 昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・ 赤字事業に対する課税への反発等のため、附加価値税は一度も実施されることなく廃止
- ・ 附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設  
※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税  
税率：12% (年50万円を超える所得)

### 平成10年 税率の引き下げ・課税ベースの適正化(税率1.0%↓)

### 平成11年 税率の引き下げ(恒久的な減税)(税率1.4%↓)

### 平成16年 外形標準課税の導入(対象法人の所得割の税率2.4%↓)

### 平成20年 地方法人特別税の創設

## 収入金額課税の沿革

	収入金額課税事業	税率
昭和24年度	電気供給業、ガス供給業、運送業	1.0%
昭和25年度		1.6% (昭和25年1~8月は電気供給業、ガス供給業は2.4%)
昭和29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険事業が新たに加えられた</li> <li>・運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業以外は所得課税となる(地方鉄道事業でも地方鉄道整備法の規定による補助金を受けたものは所得課税)</li> </ul>	1.5%
昭和30年度	損害保険事業が新たに加えられた	
昭和32年度	地方鉄道事業及び軌道事業が所得課税となった(収入金額課税事業は電気供給業、ガス供給業、生命保険事業、損害保険事業となる)	
平成11年度		1.3%
平成18年度	生命保険事業、損害保険事業に少額短期保険業を加え、保険業と整理される(収入金額課税事業は電気供給業、ガス供給業、保険業となる)	

## 収入金額課税が導入されている理由について

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)		
沿革	運送業(昭和31年度まで収入金額課税法人)とともに、昭和24年度に収入金額課税法人に		昭和29年度に収入金額課税法人に追加	昭和30年度に収入金額課税法人に追加	平成18年度に収入金額課税法人に追加
22年度 税額(億円) (超過課税額)	969 (26)	179 (10)	337 (15)	150 (5)	37百万円 (0.9百万円)
所得を用い ずに、収入 金額を課税 標準として いる理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの事業について、課税標準を所得とした場合には、膨大な施設と従業員を有し、都道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較して法人事業税は非常に少額 ⇒ 応益原則である事業税の性格に矛盾</li> <li>○ 事業税額は電気又はガスの料金の算定の際に料金の原価に算入されるので、消費者に転嫁することが可能 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その収入した保険料のほとんどが責任準備金、支払準備金及び契約者配当準備金として損金に算入されること</li> <li>○ 保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の企業に比較して社内留保の必要性が高く、営業利益がほとんど出ないこと</li> <li>○ 投資利益は大部分が配当所得であり、保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生命保険業及び損害保険業と同様に責任準備金が損金に算入されること</li> <li>○ 生命保険及び損害保険と同様の商品を取り扱うこと</li> </ul>
	⇒ 課税標準を所得とした場合には、その事業規模や活動量等が大きいにもかかわらず、本来負担すべき税額よりも非常に少額の負担				

※ 税額は、平成22年度において調定したもののうち現事業年度に係る金額を記載

## 法人事業税の税収内訳（平成22年度）

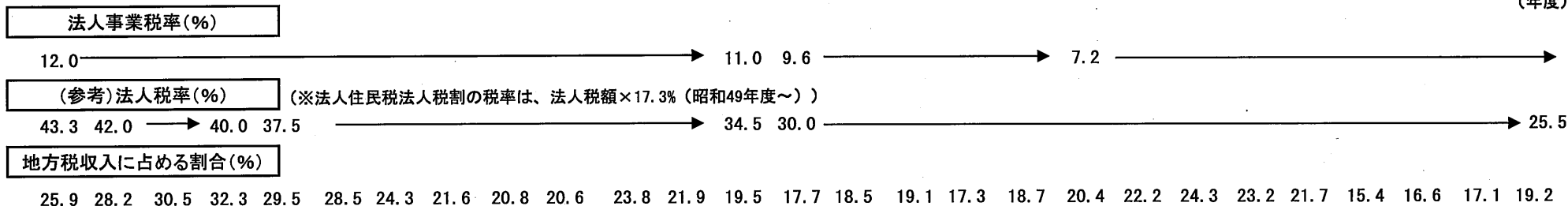
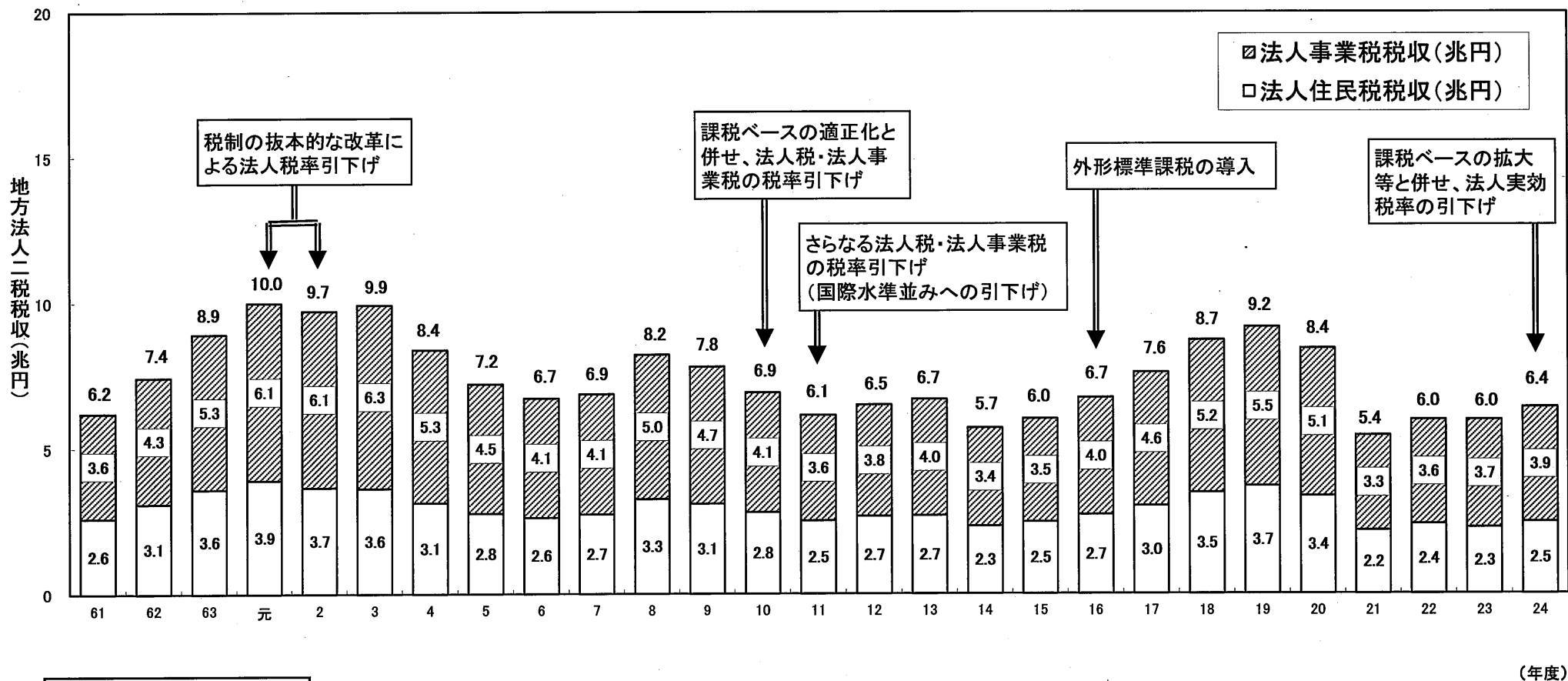
（単位：百万円、％）

	所得割		付加価値割		資本割		収入割	
	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア
北海道	37,497	2.8	12,749	2.6	5,829	2.2	6,641	3.6
青森県	7,473	0.6	2,724	0.6	1,397	0.5	2,670	1.5
岩手県	7,218	0.5	3,144	0.6	1,222	0.5	895	0.5
宮城県	20,165	1.5	8,404	1.7	3,949	1.5	3,744	2.0
秋田県	5,825	0.4	2,130	0.4	1,041	0.4	1,346	0.7
山形県	6,578	0.5	2,597	0.5	1,176	0.4	1,087	0.6
福島県	12,135	0.9	5,268	1.1	2,570	1.0	8,257	4.5
茨城県	26,788	2.0	9,563	2.0	5,241	1.9	4,357	2.4
栃木県	17,818	1.4	7,852	1.6	3,866	1.4	2,946	1.6
群馬県	17,275	1.3	6,526	1.3	3,916	1.5	3,013	1.6
埼玉県	49,798	3.8	18,833	3.9	9,195	3.4	3,813	2.1
千葉県	39,931	3.0	17,103	3.5	9,978	3.7	8,487	4.6
東京都	332,572	25.3	121,065	25.0	83,834	31.1	22,627	12.3
神奈川県	74,193	5.6	35,030	7.2	19,650	7.3	11,011	6.0
新潟県	17,817	1.4	6,104	1.3	2,752	1.0	6,636	3.6
富山県	8,840	0.7	3,202	0.7	2,020	0.7	1,982	1.1
石川県	9,798	0.7	3,439	0.7	1,622	0.6	2,415	1.3
福井県	7,419	0.6	2,272	0.5	940	0.3	4,806	2.6
山梨県	9,195	0.7	2,785	0.6	1,311	0.5	1,908	1.0
長野県	14,888	1.1	6,127	1.3	2,901	1.1	3,371	1.8
岐阜県	17,066	1.3	5,108	1.1	2,381	0.9	3,361	1.8
静岡県	41,043	3.1	15,452	3.2	7,531	2.8	6,302	3.4
愛知県	95,254	7.2	37,249	7.7	16,667	6.2	9,884	5.4
三重県	16,731	1.3	7,515	1.6	3,831	1.4	3,042	1.7

	所得割		付加価値割		資本割		収入割	
	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア
滋賀県	15,435	1.2	6,246	1.3	3,203	1.2	819	0.4
京都府	26,972	2.0	7,819	1.6	4,285	1.6	4,362	2.4
大阪府	117,430	8.9	40,434	8.4	23,319	8.7	11,318	6.2
兵庫県	48,547	3.7	17,322	3.6	9,129	3.4	7,304	4.0
奈良県	6,282	0.5	2,441	0.5	1,180	0.4	1,086	0.6
和歌山県	6,136	0.5	2,119	0.4	1,218	0.5	1,361	0.7
鳥取県	3,697	0.3	1,215	0.3	703	0.3	820	0.4
島根県	5,274	0.4	954	0.2	265	0.1	2,189	1.2
岡山県	17,524	1.3	5,422	1.1	2,859	1.1	1,927	1.0
広島県	30,770	2.3	9,946	2.1	4,270	1.6	2,972	1.6
山口県	11,214	0.9	4,572	0.9	2,576	1.0	1,945	1.1
徳島県	7,478	0.6	2,190	0.5	1,038	0.4	1,663	0.9
香川県	10,856	0.8	3,334	0.7	1,730	0.6	872	0.5
愛媛県	13,141	1.0	3,570	0.7	1,825	0.7	2,118	1.2
高知県	3,936	0.3	1,044	0.2	573	0.2	908	0.5
福岡県	41,399	3.1	15,031	3.1	8,396	3.1	4,009	2.2
佐賀県	5,802	0.4	1,879	0.4	846	0.3	2,211	1.2
長崎県	7,682	0.6	2,750	0.6	1,032	0.4	1,788	1.0
熊本県	10,444	0.8	3,369	0.7	1,302	0.5	2,019	1.1
大分県	7,966	0.6	2,882	0.6	1,269	0.5	1,751	1.0
宮崎県	5,877	0.4	1,866	0.4	1,003	0.4	2,415	1.3
鹿児島県	9,886	0.8	3,163	0.7	1,324	0.5	1,826	1.0
沖縄県	8,952	0.7	2,131	0.4	1,175	0.4	1,494	0.8
合計	1,316,016	100.0	483,939	100.0	269,340	100.0	183,778	100.0

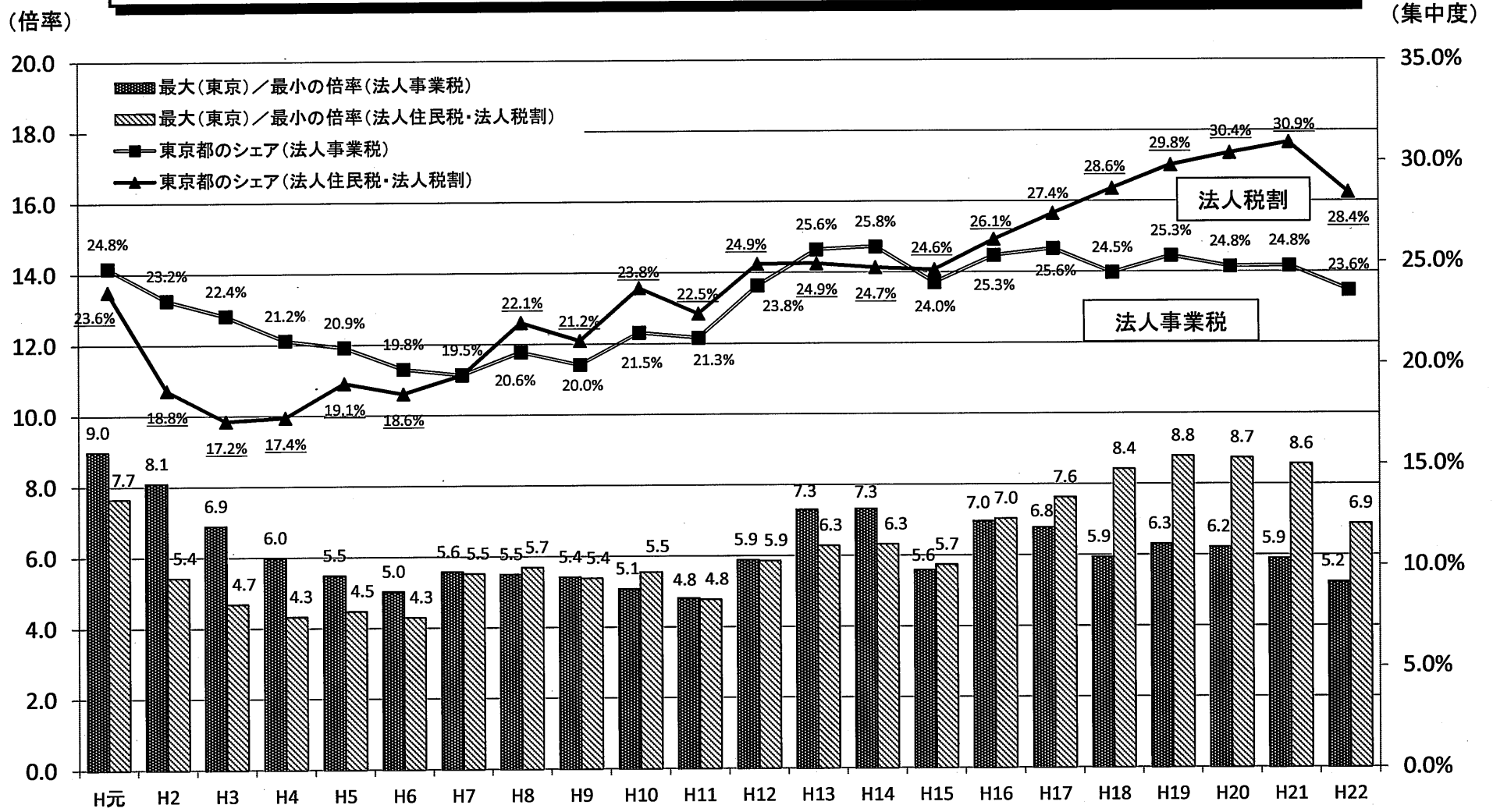
※ 上記数値は平成22年度課税状況調に基づく法人事業税に係る調定額であり、超過課税分を含む

# 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収の推移



- ※ 平成22年度までは決算額（超過課税分を除く）。平成23年度、平成24年度は地方財政計画額である
- ※ 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意
- ※ 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない
- ※ 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税として平成21年度：0.6兆円、平成22年度：1.5兆円、平成23年度：1.6兆円、平成24年度：1.7兆円を加算した額である

# 地方法人二税(都道府県分)の偏在度の推移



- ※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない
- ※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない
- ※ 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である
- ※ 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による

(年度)



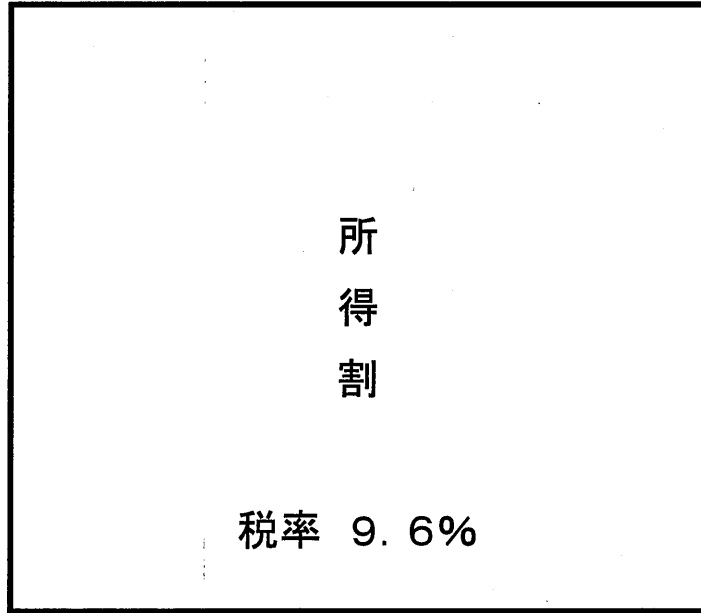
(資料4)

# 外形標準課税について

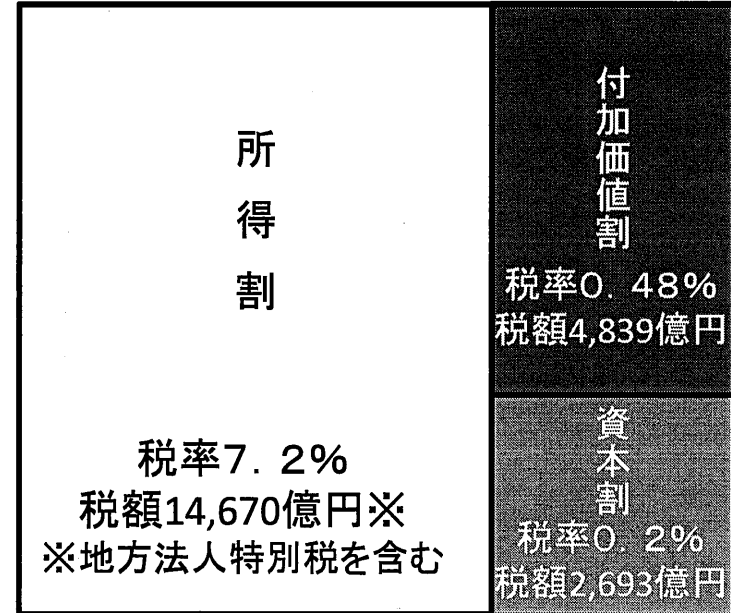
# 外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成22年度では全法人中1.1%(約2.8万社/247万社))

導入前



導入後(税額は平成22年度外形対象法人の分)



制度創設時の設計

2  
…  
1

〔 制度創設時の設計 3 : 1 〕

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

(※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り)

付加価値額

$$= \left[ \begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$

資本割

法人の資本金等の額によって課税(持株会社の特例、1千億円超部分の割り落とし有り)

資本金等の額

$$= \left[ \begin{array}{l} \text{資本金又は} \\ \text{出資金の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{資本金の額又は出資金の額以外の} \\ \text{金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

## 付加価値税の種類

### 付加価値税の種類

種 類	課税ベース	
GNP型 付加価値税	売上額 - 仕入原材料額	賃金 + 利子 + 地代 + 減価償却費 + 利潤
所得型 付加価値税	売上額 - 仕入原材料額 - 減価償却額	賃金 + 利子 + 地代 + 利潤
消費型 付加価値税	売上額 - 仕入原材料額 - 資本財購入額	賃金 + 利子 + 地代 + 減価償却費 + 利潤 - 設備投資

## 外形標準課税導入までの経緯①

昭和24年

### 第1次シャウプ勧告

- ・われわれは事業税の存続を勧告するものではあるが、それは次の二つの目的を達成するように改革すべきものであると考える。即ち、第一に、純益を課税標準として累積的に圧迫することを幾分緩和すること、第二に、賦課徴税方法を一層簡易化し、原則として国税の賦課徴収の結果に依存しないようにすること。の二つである。
- ・最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである。右の課税標準を別な方法で定義すると、それは全収入額から、資本設備、土地、建物等他の企業からの購入の金額を差引いたものがそれである。この差引額は、原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である。
- ・この税のためには、「利益」は極く簡単に定義される。利益の計算には、何等減価償却などする必要はないのである。何となれば、機械、工場等の全価額はそれを購入した年次において既に差し引いてしまっているからである。また、棚卸資産勘定も不要である。
- ・われわれは、この附加価値を課税標準とした事業税はすべてこれを都道府県の所管とし、その金額を都道府県の収入とするように勧告する。

昭和25年

### 地方税法制定

- ・道府県の普通税として、附加価値額を課税標準とする附加価値税が導入された
- ・附加価値額は、事業の総売上金額から特定の支出金額を控除した金額による
- ・昭和27年1月1日から実施することとされた

# 「附加価値税」の概要（創設時・昭和25年）

## 納税義務者

第一種事業から第三種事業までの事業を行う者

第一種事業：物品販売業、銀行業、証券業、製造業、電気供給業、運送業、旅館業等

第二種事業：畜産業、水産業、これらに類する事業

第三種事業：医業、歯科医業、薬剤師業、弁護士業、公認会計士業、理容業、新聞業等

## 課税標準

附加価値額

=

総売上金額

-

特定の支出金額



### ○次の合計額

- ・事業に係る物品の売上金額又は役務の対価として収入すべき金額
- ・固定資産の売却額その他事業に附随して収入すべき金額（損害保険金、補助金等）

○利子及び株式配当金並びに地代及び家賃の収入額を含まない

### ○次の合計額

- ・事業に直接必要な外部に支出すべき金額のうち、土地、家屋、家屋以外の減価償却が可能な固定資産、商品、半製品、原材料、補助材料及び消耗品の購入代金
- ・手数料、使用料、銀行業等が支出すべき利子、宣伝広告費、運賃及び通信費、水道光熱費、公租公課等

## 税率

第一種事業：4%、第二種・第三種事業：3%

## 外形標準課税導入までの経緯②

昭和25年

### 第2次シャウプ勧告

- ・ 昨年<sup>1</sup>の報告の中で、われわれは、附加価値は、売上金額から機械、建物等の購入を含めて、他の企業から購入した金額を控除して計算すべきことを勧告した。…その後の研究によって、われわれは、この勧告並びにそれらに基いて作られた税法によれば、本税が実施される少し前に資本設備の計画を完了した企業に対して、不公平であるということ、を確信するに至った。これらの企業は、最初の課税年度においては、資本設備に対しては、比較的少額しか支出しないであろう。従って、附加価値の算定にあたっては、僅かしか控除されないであろう。他面、新しい競争者は、新しい設備のために多額の支出をするから、多額の控除をうけるであろう。かかる不公平を避けるために、われわれは、附加価値を算定するに際して、昭和27年1月1日(附加価値税が施行される日)に企業の所有する全資産について、減価償却額の控除を認めるように、税法を改正し、且つ、更に現行法と同様、同日以後において建物、設備等を取得するために支出された額を控除することを認めるように、勧告する。
- ・ 大規模な複式簿記を備えて営まれている企業は、もし、現在及び将来の全ての建物、設備等について、減価償却を行うことを認められ、そして、その場合、このような資産の取得のための支出金額の控除を行わないということにすれば、附加価値の計算は、より簡単になるだろうと訴えている。その場合には、その附加価値を所得税及び法人税のために計算した利益及び給与、利子、賃貸料等を総計することによって、計算することもできるであろう。附加価値に関する総収入金額には、このような償却資産の売却額を含めてはならない。
- ・ もし企業が附加価値の概念を終始一貫して変えないならば、この附加価値の概念を使用することに異論はない。従って、われわれは、納税義務者にこの選択の自由を与えるよう、税法の改正が行われることを勧告する。

昭和26年

### 地方税法の一部改正

- ・ 青色申告が認められている法人は加算法の選択的適用が認められた
- ・ 控除法によって附加価値額を算定する場合に、附加価値税の実施前に取得した固定資産の均等償却額については、各事業年度の附加価値額の算定上特定の支出金額とすることとされた

# 「附加価値税」の概要（昭和26年改正）

昭和26年改正

青色申告書の提出が認められている法人は、提出を認められている期間の附加価値額を次の加算法によって算定することができることとされた

附加価値額

=

所得  
(法人税法の計算の  
例による)

+

当該事業年度中に支払うべき  
給与、利子、地代及び家賃  
(所得の計算において損金に算入  
されたもの)

控除法による場合、各事業年度の附加価値額の算定上、附加価値税の実施の日前に取得した固定資産の均等償却額を特定の支出金額に算入することとされた

## 外形標準課税導入までの経緯③

昭和27年 地方税法の一部改正

- ・附加価値税の実施が1年延期された

昭和28年 地方税法の一部改正

- ・附加価値税の実施が更に1年延期された

昭和29年 地方税法の一部改正

- ・附加価値税が廃止され、特別所得税を統合した事業税が恒久的な制度とされた

事業税については、先ず、附加価値税がよいかどうかの議論があつたわけであるが、附加価値税が理論的に優れていることは調査会委員の殆んどが認め、中にはこれを熱心に支持する人もあつた位であるが、何分にも、この税を実施した場合において各事業別の租税負担が激変すること、赤字を生じたときにも納税の義務があること等の点が今日までこの税の実施を妨げて来たことをおもえば、現在においては最早実施のチャンスは過ぎ去つたものとして廃止が決つたのである。二十五年度以来地方税法には規定されておりながら、実施をみないでその都度事業税及び特別所得税が臨時措置として施行されてきたということは租税体系の安定上からも好ましくないので、この際、附加価値税を廃止して、事業税及び特別所得税に若干の修正を加えて恒久制度化しようとの答申となつたのである。(昭和29年「改正地方税制詳解」)



## 外形標準課税導入までの経緯④

昭和39年

政府税制調査会答申が法人事業税の外形標準課税が適当と答申

- ・事業税の課税標準については、事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を表わす何らかの所得金額以外の基準を求めて、これを課税標準とすることが適当と考える。
- ・収入金額については、事業の段階ごとに課税の累積が行なわれるという欠点があるほか、たとえば卸売業、小売業というような物品販売業については、他の事業に比し負担が過重されるので均衡ある負担を求めえないという難点があり、控除法による附加価値額については、課税標準額を算定するという目的のみのために別種の帳簿を作成しなければならないという欠点があるほか、事業の設備投資の状況により、事業税の負担が激しく変動し、事業の担税力を反映しないうらみがある。したがって、加算法による附加価値額によることが、事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を適正に示すということからも、また納税者に新たな帳簿作成の負担を与えないという点からも、適当であると認めた。

(「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申)(昭和39年12月政府税制調査会))(抄)

昭和43年

政府税制調査会答申が外形標準課税の仮案を答申

- ①課税標準は、各事業年度の所得の金額及び加算法による付加価値額とする
  - (イ) 各事業年度の所得の金額は、原則として、法人税法の規定による各事業年度の所得の計算の例により算定する
  - (ロ) 各事業年度の付加価値額は、各事業年度の所得並びに当該事業年度中において支払うべき給与、利子、地代及び家賃の額の合計額とする
  - (ハ) 各事業年度の付加価値額の計算上生じた赤字の額は、その後5年間の各事業年度の付加価値額から控除する
- ②税率は、全体として現行の事業税額と同程度の税収入を得、かつ、課税標準である所得金額及び付加価値額からそれぞれ同額の税収入を得られるように定めるものとする
- ③付加価値要素を導入することによる各企業の負担の変動を緩和するため、3年程度の経過措置を設け、当初においては付加価値額によるもののウェイトを低くし、漸次これを引き上げていくこととする

(「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月政府税制調査会))(抄)

## 外形標準課税導入までの経緯⑤

平成8年

政府税制調査会法人課税小委員会報告で外形標準課税が検討された

- ・従来から、事業税については、外形標準課税の問題が議論されてきた。事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。
- ・事業税に外形標準課税を導入する場合の具体的な外形標準としては、一般的に面積、資本金、従業員数、売上高、付加価値などが考えられる。昭和39年の上記答申以来、外形標準としては、付加価値、その中でも所得に給与、利子及び地代等を加算する付加価値(いわゆる加算法による所得型付加価値)を中心とした検討がなされてきた。
- ・今回、再度検討を行ったが、事業税が公共支出から受けた便益に対する負担であるとするならば生産段階において課税すべきであることから加算法による所得型付加価値を採るべきであるとの意見や、国際競争力の維持という観点から輸出免税を考えるならば控除法による消費型付加価値を基本とすべきではないかとの意見があった。
- ・外形標準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考える。
- ・なお、加算法による所得型付加価値を外形基準とした場合には、消費税及び地方消費税と付加価値に対する課税という点で同一となり、税の簡潔性からみて問題があるのではないかとの意見があった。

(「法人課税小委員会報告」(平成8年11月政府税制調査会))(抄)

## 外形標準課税導入までの経緯⑥

平成11年

政府税制調査会地方法人課税小委員会報告で望ましい外形基準のあり方等が検討された

### ＜基本的な考え方＞

- (1) 事業活動規模との関係、普遍性、中立性
- (2) 簡素な仕組み、納税事務負担

### ＜外形基準の四つの類型＞ ※いずれも所得基準による課税との併用が適当

#### (1) 事業活動によって生み出された価値

- 法人の事業活動の規模は、その事業活動によって生み出された価値の大きさという形で把握することが可能と考えられる
- その算定は、生産要素である労働、資本財及び土地への対価として支払われたものが当該価値を構成すると考えられることから、法人の各事業年度における利潤に、給与総額、支払利子及び賃借料を加えることによって行うことができる（以下「事業活動価値」（仮称）という）

#### (2) 給与総額

- 給与総額は、事業活動価値の概ね7割を占めていることから、人的活動量のみでなく、事業活動の規模を相当程度反映していると評価でき、実務上の簡便性もあると考えられる

#### (3) 物的基準と人的基準の組合せ

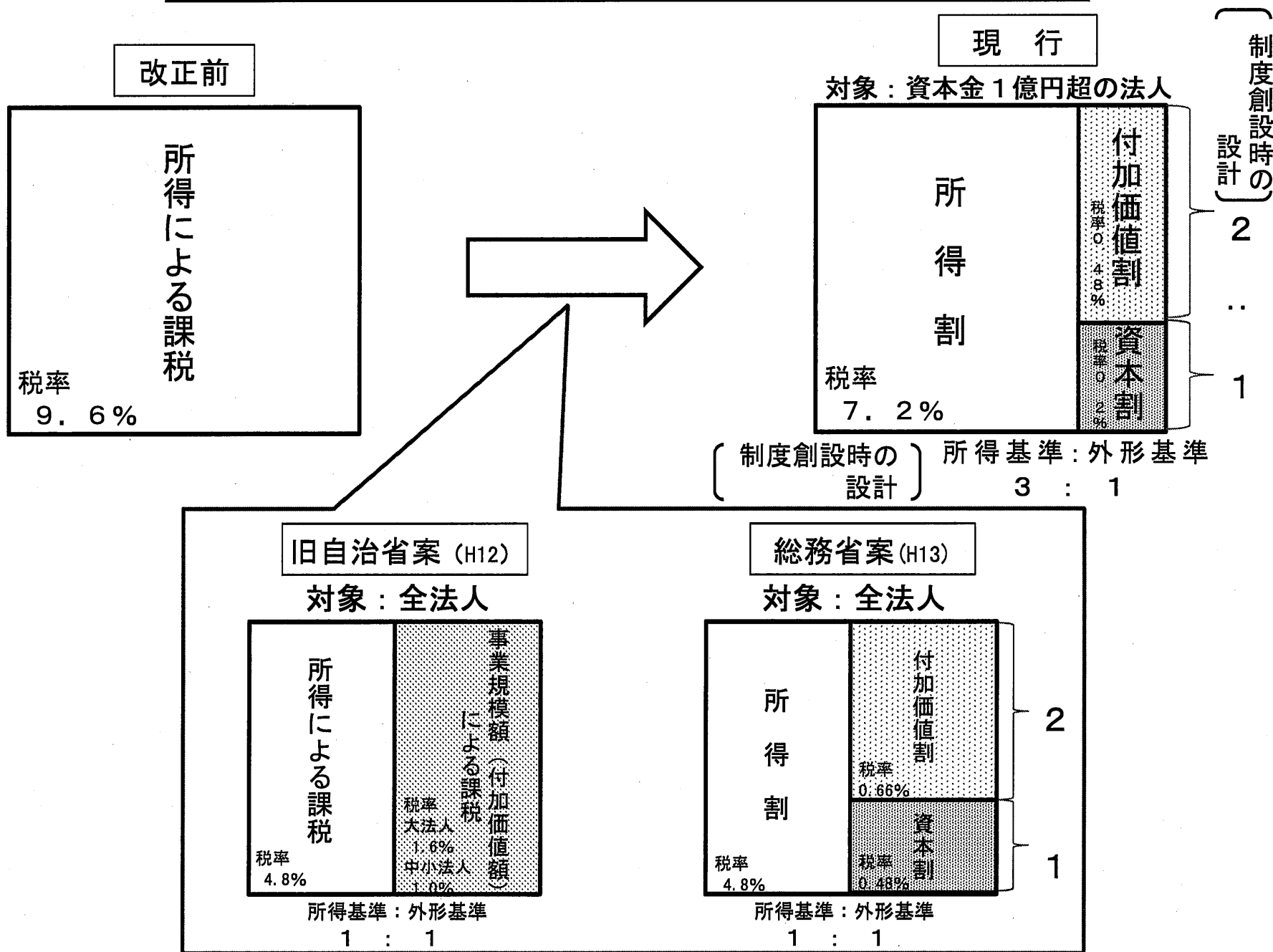
- 給与総額に物的基準を組み合わせることにより、物的側面と人的側面の両面から、事業活動の規模をより適切にとらえられるのではないかと考えられる
- 物的基準としては、事業所家屋床面積のほか、事業用資産（家屋及び償却資産）の価額や、各事業年度の事業活動に用いられた資産に相当するものとして、それらの資産の減価償却費を用いることも考えられる

#### (4) 資本等の金額

- 資本等の金額（資本金と資本積立金の合計額）に着目した簡素な課税の仕組みとして、事務所数や従業者数を加味しながら、資本等の金額の大きさに応じた階層区分ごとに税額を定める方式が考えられる

（「地方法人課税小委員会報告」（平成11年7月政府税制調査会））（抄）

# 外形標準課税導入までの経緯⑦



## 外形標準課税導入の意義

### ①税負担の公平性の確保

赤字法人(欠損法人)はまったく法人事業税を負担していない状況を改め、法人の事業規模に応じて薄く広く公平な負担を求める

### ②応益課税としての税の性格の明確化

法人事業税は法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めようとする応益課税の原則に拠るもの。このため課税標準を、所得から事業活動の規模に応じた課税を可能にする外形標準に改める

### ③地方分権を支える基幹税

法人の利益はその時々々の経済環境に大きく左右され、法人事業税も法人所得を課税標準とする限り税収が大きく変化する。都道府県が安定的に行政サービスを提供していくため、外形標準課税を導入して法人事業税の税収を安定化させる

### ④経済の活性化、経済構造改革の促進

外形標準課税の導入により、法人所得に係る税負担は軽減される。このため、日本経済を牽引する企業、優良企業にとっては新規投資や新分野への進出が促進される

## 外形標準課税導入の前後の偏在度等の推移

○外形標準課税が導入されなかった中小法人を中心に、偏在度を示す指標が上昇

上段：各都道府県の人口 1人当たり税収額の最大 (東京都)と最小の倍率 下段：東京都のシェア ( )は平均事業税収	平成10～15年度 平均※1 (導入前)	平成17～22年度平均 (導入後)	
		17～19年度 平均	20～22年度 平均
大法人の事業税額 (資本金1億円超の外形標準 課税対象法人)	9.9倍 26.2% (2.0兆円)	10.4倍 27.2% (2.8兆円)	
		12.7倍 27.1% (3.2兆円)	9.5倍 27.3% (2.5兆円)
中小法人の事業税額 (資本金1億円以下の法人)	4.5倍 21.7% (1.1兆円)	5.5倍 25.5% (1.4兆円)	
		6.0倍 26.0% (1.6兆円)	5.4倍 24.8% (1.2兆円)
全法人の事業税額 ※2	6.2倍 24.6% (3.1兆円)	8.0倍 26.6% (4.2兆円)	
		8.3倍 26.8% (4.8兆円)	7.5倍 26.5% (3.7兆円)

※1 外形標準課税は平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税について適用

※2 普通法人に限り、収入金額課税法人を除く。また税額は超過課税を含む

# 大法人に対する外形標準課税の割合を拡大した場合の偏在度等の試算

- 付加価値割に振り替える割合を高めた場合、偏在度を示す指標は低下
- 資本割に振り替える割合を高めた場合、偏在度を示す指標は上昇

			人口(※1)1人当たり 税収の最大(東京都) ／最小の倍率	東京都のシェア	
実績(平成17～22年度平均)			28,420億円	10.1倍	27.2%
	所得割	20,945億円	10.8倍	27.1%	
	付加価値割	4,978億円	7.9倍	25.6%	
	資本割	2,497億円	12.5倍	31.3%	
シミュレーション	【パターン1】所得割の全部を税収比2:1(※2)で付加価値割と資本割に振り替える			8.5倍	27.5%
		付加価値割	18,917億円		
		資本割	9,465億円		
	【パターン2】所得割の全部を付加価値割に振り替える			8.1倍	26.1%
		付加価値割	25,886億円		
		資本割	2,497億円		
	【パターン3】所得割の全部を資本割に振り替える			11.1倍	30.3%
		付加価値割	4,978億円		
		資本割	23,426億円		

※1 平成22年度末住民基本台帳人口 ※2 現行の付加価値割と資本割の税率は、税収比が概ね2:1となるよう設定された

(資料5)

# 分割基準について



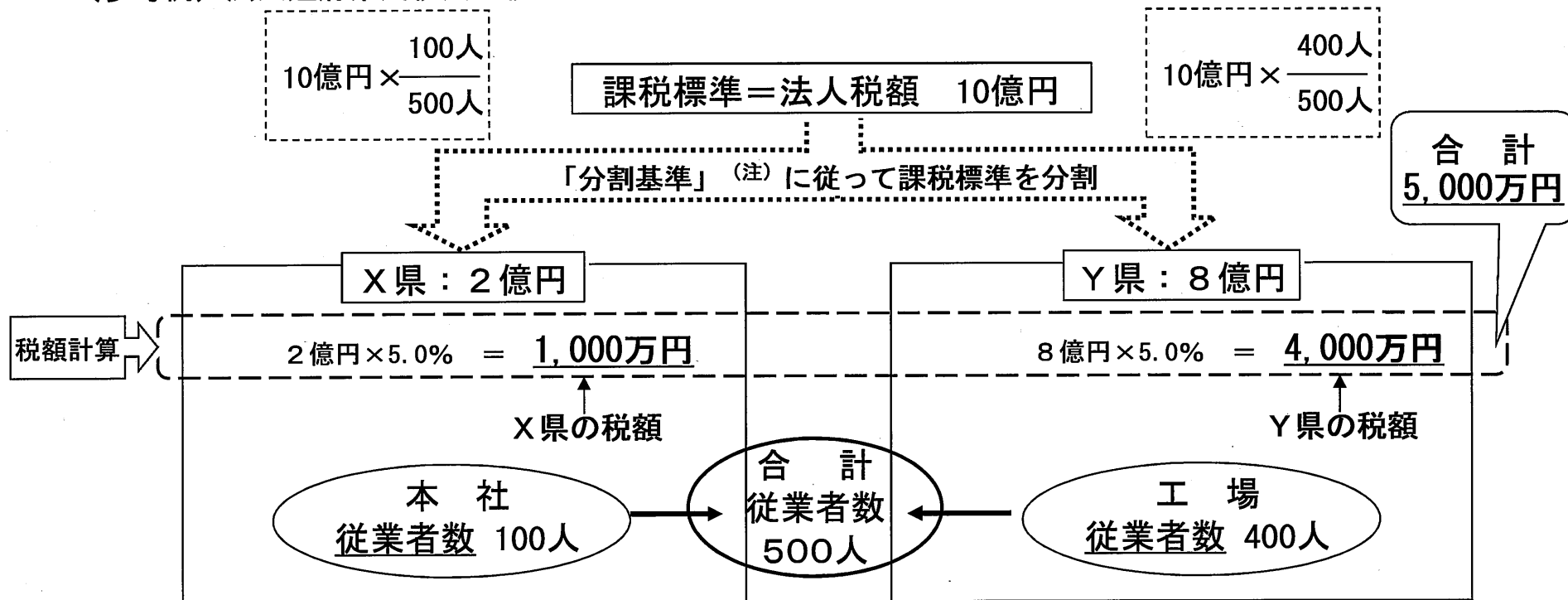
## 法人二税の分割基準の概要

- 法人二税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



(注) 法人住民税法人税割における分割基準は、従業者数である

# 法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務 所の数 他の1/2を 従業者の数		各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 については1/2				1/2を事務 所の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業								証券業が追 加された	※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業			資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2				資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止	
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2 を従業者 の数	軌道の延長 キロメート ル数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業						1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電 所の固定資 産の価額 他の1/4を 固定資産の 価額		

## 法人事業税の分割基準の見直しの経緯①

### 昭和26年

- ・ 従来は通達によって地方団体の条例又は規則により定められてきた分割基準を法律に明定
- ・ 製造業、電気・ガス供給業等では「固定資産の価額」と「従業者数」の2つの基準、その他の事業にあつては、「従業者の給与額」によって分割
- ・ 企業の活動量をより適切に表す指標として「従業者の給与額」を「従業者数」に改正

### 昭和29年

- ・ 従業者数で分割することを原則としつつ、企業の活動量をより適切に表す指標として、電気・ガス供給業及び倉庫業は「固定資産の価額」、地方鉄道事業及び軌道事業は「軌道の延長キロメートル」、銀行業及び保険業は2分の1を「事業所数」、2分の1を「従業者数」とした

### 昭和37年

- ・ 技術革新に基づく機械化、自動化の傾向が著しいために、製造業においては現業部門の従業員が急激に減少し、税収が本社等管理部門を有する府県に集中する傾向があるといわれたことから、実際上の効果から考え、製造業の資本金1億円以上の法人に限り「本社管理部門の従業者数」を2分の1と計算することとした

### 昭和42年

- ・ 従前、従業者数については、月ごとの異動を反映させるために「各月の末日現在の従業者数」の合計額によっていたが、計算等が煩雑であることから、原則として「各事業年度の末日現在における従業者数」によることとし簡素化

### 昭和45年

- ・ 企業の管理中枢機能が本社に集中する傾向が製造業のみならずすべての業種に及びつつある傾向にかんがみ、製造業以外の事業を行う法人で従業者数を分割基準とするものについても、「本社管理部門の従業者数」を2分の1として算定することとし、分割基準の合理化を図った

### 昭和47年

- ・ 電気供給業について、発電所がその事業活動の根幹をなし、事業収入は発電所の活動に負うところが極めて大きく、発電所の事業活動と所在道府県から受ける行政サービスが密接であることから、2分の1を「発電所の固定資産の価額」、2分の1を「その他の固定資産の価額」とした

## 法人事業税の分割基準の見直しの経緯②

### 昭和57年

- ・ 昭和47年改正と同様、発電所の事業活動をより重視し、4分の3を「発電所の固定資産の価額」、4分の1を「その他の固定資産の価額」とした

### 平成元年

- ・ 証券会社における貯蓄性商品の取り扱い等に伴う証券投資の大衆化や銀行における公共債の窓販業務などの証券業務の拡大を背景に、証券業と銀行業の業務形態が近接してきたことに鑑み、証券会社の分割基準を銀行業と同様、2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- ・ 経済のサービス化を背景に企業の合理化が進み、OA化、FA化が着実に進展、また工場においては自動組立装置、NC工作機械、産業用ロボット等の導入が進み、製造業の就業構造に大きな変化が見られ、工場の従業者数が大幅に減少、これに対し、本支店の従業者数は大幅に増加したことから、「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を1.5倍とした

### 平成17年

- ・ 法人は効率化・高付加価値化を追求するため、IT化、アウトソーシング化、ネットワーク化等を進めている。言い換えると、マンパワーに依存せず、むしろ店舗立地戦略、ネットワーク戦略等を重視しており、従業者を減らす方向にあることから、従業者数だけで事業活動の規模を表すことが難しくなっている
- ・ 宅配業のネットワーク戦略や小売業の店舗戦略など、事務所等数が事業活動を支える要素として重要となっていることに鑑み、非製造業の分割基準について2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- ・ また、法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、管理部門の従業者数の圧縮措置の意義・効果が乏しくなったため、「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置は、廃止した
- ・ 総務省が見直しによる影響額の試算を各都道府県に依頼した結果、東京都で約600億円、大阪府で約80億円の減収となり、その他の道府県では増収と見込まれた

(各年「改正地方税制詳解」等による)

## 平成17年度分割基準の見直し前後の偏在度等の推移

○ 偏在度を示す指標は、県内法人では上昇しているのに対し、分割法人では低下

		平成11～16年度 平均(見直し前)	平成17～22年度 平均(見直し後)
分割法人	最大/最小	9.2 倍	6.3 倍
	東京都のシェア	24.2 %	22.0 %
	事業税額計	26,938 億円	34,760 億円
(参考) 県内法人 (分割納付が ない法人)	最大/最小	6.5 倍	10.8 倍
	東京都のシェア	26.0 %	36.4 %
	事業税額計	9,921 億円	10,640 億円

※ 県内法人について、平成15年度以前の税収額は、事業税額から分割法人の事業税額を控除した額を基に算出

※ 平成20年度以降は、地方法人特別税の税収額を加算した額を基に算出。なお、税収額の分割法人と県内法人への配分は、それぞれの  
税収で按分した

※ 税額は、超過課税を含む

※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である

※ 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による

(資料6)

# 地方消費税の 清算基準について

# 現行の地方消費税の概要

※地方税に係る税制抜本改革法  
(平成24年法律第69号) 施行前のもの

項目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等(役務の提供を含む)を行った事業者 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所)から引き取る者	
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来は都道府県に申告納付) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	100分の25(消費税率換算1%)	
6. 税 収 (平成22年度決算額)	26,419億円	
7. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算	
	指 標	ウェイト
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8
	「人口(国勢調査)」	1/8
	「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/8
8. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分	
	指 標	ウェイト
	「人口(国勢調査)」	1/2
	「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/2
9. 沿 革	平成9年 創設(平成6年改正)	

## 地方消費税の清算の意義及び具体的仕組み

1. 地方消費税の最終負担者は財・サービスの消費者。しかしながら、地方消費税は、最終消費段階以前に製造業者、卸売業者といった中間段階でそれぞれ納付されることが避けられないもの。このため税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収が一旦帰属する地域との不一致が生じる。よって最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収について、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算することとされているもの

※① 清算は、税源の偏在是正や財政調整のために行われるものではない

※② 地方消費税は消費税と併せて本店所在地の税務署に一括して納税。清算システムがなければ、各都道府県の消費の実態に関係なく、東京都、大阪府等本店所在地の都道府県に税収が集中する結果を招来

2. 「消費に相当する額」は、指標の正確性、客観性等を考慮して、利用可能な指定統計を使用して算定。現行清算基準は、このような「消費に相当する額」を用いて、最終消費地に税が帰属するよう理論的に設けられているもの

3. 具体的には、税収の4分の3を①「商業統計の小売年間販売額」と②「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を③「国勢調査の人口」と④「経済センサス基礎調査の従業者数」であん分して計算



# 平成7年度の税制改正に関する答申(抄)

平成6年12月15日  
政府税制調査会

## 第一章 税制改革関連法の成立

4 地方税源の問題については、「改革答申」では、地方分権の推進、すなわち地方団体が地方自治の本旨に従い自主的に活動していくことのできるよう、地域福祉の担い手である地方団体の税源の充実確保が必要であることを指摘したが、その具体的な方策としての地方消費税については、税の帰属地と消費地が不一致となるのではないかと、いった租税理論上の課題が提起され、結論に至ることができなかった。

今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。

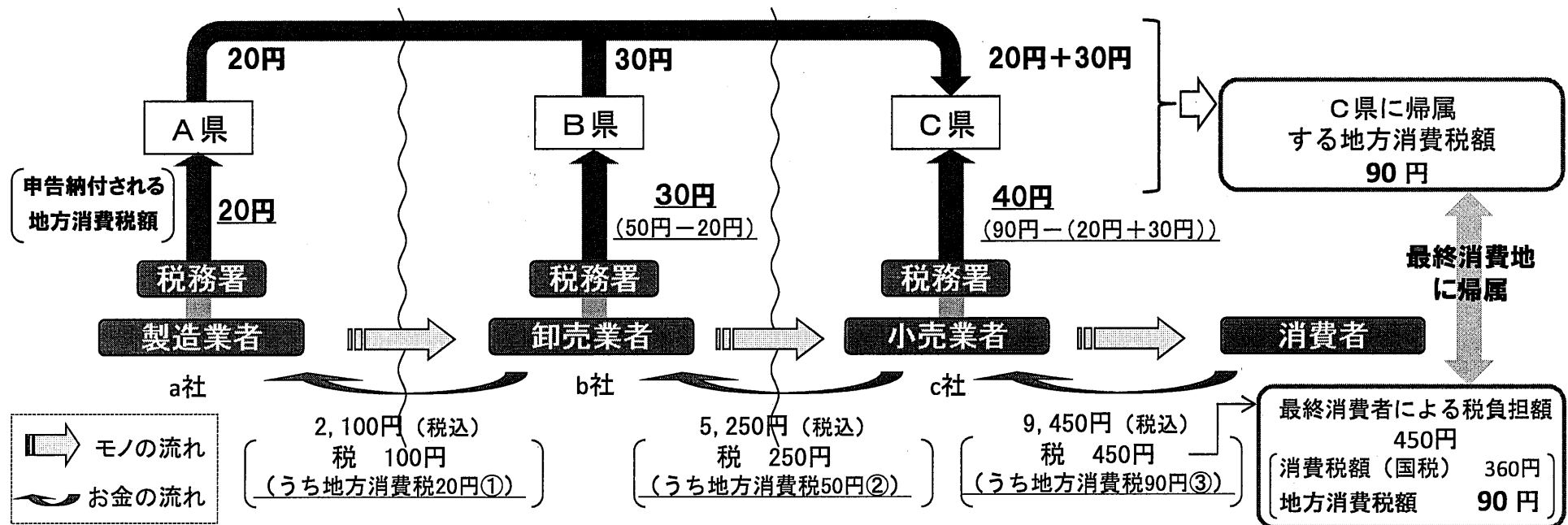
こうした制度的な対応が行われていることを踏まえると、今般創設されることとなった地方消費税は、地方分権を推進し、地域福祉を充実するための地方税源充実の具体的な方策として、租税理論(注)の観点からも一定の工夫が行われていることから、評価しうるものと考えられる。

(注) 消費型付加価値税は、事業者を納税義務者とし、最終消費税を実質的な負担者として予定するものである。域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるためには、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行うことが不可欠となり、国際的にも各国の付加価値税では同様の措置が採られている。したがって、多段階累積排除型の付加価値税を各都道府県の消費課税として仕組み、上記租税理論と整合性を保つためには、国の国境税調整と同様の県境税調整を行う必要がある。しかしながら、県境に税関に相当する機関を持たない我が国地方制度の下で、県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による清算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置づけることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税収の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には統計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

## 消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算について

- 消費税・地方消費税の最終負担者は財・サービスの消費者であり、税収は最終消費地（下記C県）に帰属（仕向地原則）
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署（国）に、消費税と地方消費税を一括して申告納付  
また、その上で税務署（国）から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる（注）ため、「最終消費地」（下記C県）と「税収が一旦帰属する都道府県」（下記A県・B県）との不一致が生じる
- よって最終消費地と税収の最終的な帰属地（ともに下記C県）とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、最終消費地（下記C県）に移す必要がある



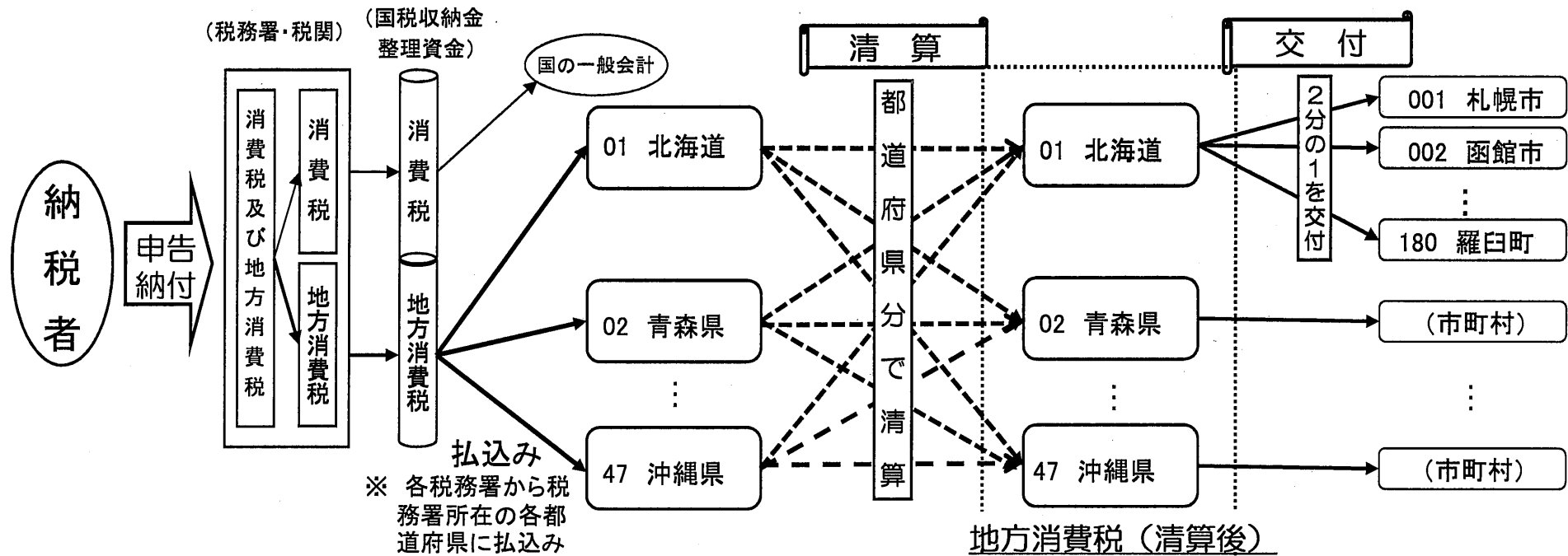
(注) 納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託

# 地方消費税のフローチャート

## 【北海道に本店のある法人（全国に支店あり）の例】

- 法人（納税者）は、本店分と全国の支店分を一括して、当該法人が納めるべき製造段階・卸売段階・最終消費段階に係る消費税と地方消費税を合わせて、北海道内の税務署（国）に申告納付（納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を、国に委託）
- 税務署（国）は、北海道に地方消費税分を払い込み
- 北海道に払い込まれた地方消費税には、最終消費地である他県に移すべきものがあることから、消費に関連した指標（清算基準）によって都道府県間で清算を実施し、北海道に帰属すべき地方消費税収を確定させる必要がある
- ※ このような清算がなければ、各都道府県の消費の実態に関係なく、東京都等の本店所在地の都道府県に税収が集中する結果となる
- 北海道は清算後の金額の2分の1を都道府県税収入とし、2分の1を県内市町村に対して交付金として交付

## 【全国における流れ】



## 清算の例

(単位:億円)

区分	国からの 払込額 ①	清算による 支出額 ②	清算による 収入額 ③	地方消費税 (清算後) ① + ② + ③	(参考) 消費に相当する額
北海道	756	△700	1,103	1,159	125,946
その他の 都道府県	25,663	△1,103	700	25,260	2,691,010
合計	26,419	—	—	26,419	2,816,956

- (注) 1 地方消費税収及び消費に相当する額は平成22年度末時点の額である  
 2 国からの払込時期と清算時期との差等のため、地方消費税(清算後)の額と国からの払込額を消費に相当する額  
 であん分した額とは一致しない

## 消費に関連した指標(清算基準)

小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入	6/8
人口	1/8
従業者数	1/8

# 現行の清算基準とウェイトの考え方

## 現行の清算基準

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6 / 8 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)

## 創設時の考え方

### 1. 清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠【平成7年当時の資料から】

国民経済計算の最終消費支出		
↓		
商業統計 (H3調査)	143.6兆円 ×	$\frac{5 \text{年度 } 2,729,766 \text{億円}}{2 \text{年度 } 2,464,462 \text{億円}} = 159.1 \text{兆円}$
サービス業 基本統計 (H元調査)	34.5兆円 ×	$\frac{5 \text{年度 } 2,729,766 \text{億円}}{63 \text{年度 } 2,182,328 \text{億円}} = 43.2 \text{兆円}$
【指定統計で把握できる消費】計		202.3兆円

・平成5年度消費税込(決算額)	7.0兆円 ①
・平成6年度消費税込(補正予算)	7.2兆円 ②
・中小特例	0.6兆円 ③
$((①+②) / 2 + ③) \div 3 / 103 = 264.4 \text{兆円}$	
【消費税の課税ベース】	

指定統計で把握できる消費	202.3兆円	
消費税の課税ベース	264.4兆円	= 76.5%
		≡ 75%

### 2. 清算基準に係る 2 / 8 (25%) の考え方【逐条解説から】

残る 2 / 8 に相当する部分を都道府県ごとに表す指定統計が存在しないため、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「国勢調査(人口)」及び「事業所統計(従業者数)」により、この 2 / 8 に相当する消費の数値を代替することとした  
 なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県(人口：従業者数=1：3)、対市町村(人口：従業者=1：1)とされていた

## 消費譲与税の譲与基準の考え方

- 譲与基準については、消費税の税負担が最終的に消費者に帰着するものであること及び消費譲与税が消費税との調整対象となった地方間接税の代替性を有するものであることから、その原資である消費税の性格を反映するとともに、このような代替性にも着目した客観的かつ簡明な指標とすることが適当である
- このような観点から、最終消費を消費者の住所地でとらえた指標として人口を、消費サービスの行われる場所でとらえた指標として従業者数を用いることとし、そのウェイトは、その基準の要素が異なるものであることから、それぞれ2分の1とすることとしたものである
- この場合、都道府県分については、消費税との調整対象となった道府県税の間接税の大宗を占める料理飲食等消費税が、常住人口に加えて昼間人口にも依存すること、他の地域からの来訪者による消費の比重が高いこと等の消費の実態から、人口よりもむしろ従業者数によって反映される度合いが強いことを考慮して、従業者数のウェイトを高め、人口4分の1、従業者数4分の3とすることとされた
- また、市町村分については、その減収額の大宗を成す電気税の税収の基礎となる電気の消費量は、家計消費と密接に関連していること等から消費一般を十分反映しており、このような状況等を勘案して、人口2分の1、従業者数2分の1とすることとされた